

農業委員会だより

創刊号

平成18年1月16日発行

主な内容

年頭のあいさつ	2
部会紹介	2
農地法の改正	3
農業経営基盤強化促進法の改正	3
活動報告	4
経営所得安定対策	5
お知らせ	6



会長あいさつ

栗原市農業委員会
会長 千葉 幸雄

新年あけましておめでとうございます。
皆様方にはご家族お揃いで、輝かしい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

日頃より、農業委員会の業務推進及び農業振興の発展のため、格別なるご支援とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
昨年は栗原郡十ヶ町村が合併し栗原市が誕生しました。市農業委員会も、各地区農業委員会として始まり、七月二十四日の選挙を受け、七月二十七日から新栗原市農業委員会として四十名の委員でスタートいたしました。このことは実に意義深いものがあると考えます。

さて、国・地方を通じた構造改革が叫ばれる中において、栗原市の行財政運営は厳しいものと予想されますが、基幹産業である農業の振興は、栗原市発展の基本と考えます。

今、わが国農業施策の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた制度の見直しや施策が進められており、昨年は「農地法」「農業経営基盤強化促進法」等の改正が行われ、そして十月末、「経営所得安定対策」の導入が発表されました。こうした農業を取り巻く社会経済状況を鑑みますと、農業委員会の責務は益々重要であり、農業者の負託に応えていかなければならないものと考えております。

豊かな自然と広大な農地に恵まれた栗原市の農業が益々発展するとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、年頭のあいさつといたします。

委員会構成

会長 千葉 幸雄 (花山)
会長職務代理 門傳 仁 (一迫)

部会構成

第一農地部会

- (築館・高清水・一迫・瀬峰)
- ◎高橋 馨一 (築館・公選)
- ◎大場 次郎 (瀬峰・公選)
- 門傳 勝壽 (一迫・公選)
- 富塚 正夫 (築館・議会選任)
- 白鳥 慎悦 (築館・公選)
- 及川 正一 (高清水・公選)
- 黒澤 光啓 (一迫・公選)
- 白石 晃 (築館・公選)
- 佐藤 龍光 (築館・公選)
- 狩野 和義 (一迫・公選)
- 岩淵 弘 (栗駒・共済選任)
- 大澤 洋介 (高清水・公選)
- 大内 一也 (瀬峰・公選)
- 佐藤 秀男 (一迫・公選)
- 佐藤 義衛 (築館・公選)
- 門傳 仁 (一迫・公選)

第二農地部会

- (若柳・金成・志波姫)
- ◎鈴木 康則 (若柳・公選)
- ◎佐々木 弘 (志波姫・公選)
- 佐藤 享 (若柳・公選)

第三農地部会

- (栗駒・鶯沢・花山)
- ◎菅原 富夫 (栗駒・公選)
- ◎鈴木 喜八 (鶯沢・公選)
- 土井 孝敏 (栗駒・公選)
- 佐竹 榮一 (栗駒・公選)
- 菊池 鐵郎 (栗駒・公選)
- 秋山 憲義 (栗駒・公選)
- 菅原 一志 (栗駒・公選)
- 狩野 文於 (花山・公選)
- 佐々木吉司 (栗駒・公選)
- 五十嵐 勇 (栗駒・議会選任)
- 菅原 英俊 (鶯沢・公選)
- 青木 里美 (栗駒・土地改良)
- 千葉 幸雄 (花山・公選)
- 千葉 幸雄 (志波姫・公選)
- 三浦 初男 (志波姫・公選)
- 岩淵 幸夫 (若柳・公選)
- 小岩 孝一 (金成・議会選任)
- 菅原 廣治 (金成・公選)
- 岩淵 敬一 (若柳・公選)
- 菅原 正雄 (金成・公選)
- 菅原 芳夫 (金成・公選)
- 竹内 芳廣 (金成・公選)
- 上山喜志雄 (若柳・公選)
- 阿部 均 (金成・公選)
- 三浦 昭良 (志波姫・公選)
- 小野 大介 (若柳・公選)
- 加藤 榮幸 (若柳・農協選任)

- ◎印 部会長
- ◎印 部会長職務代理

●●● 農地法の改正 ●●●

下限面積の設定基準

原則 50アール（北海道2ヘクタール）
 例外 知事が別段面積を設定した場合

別段面積の設定基準

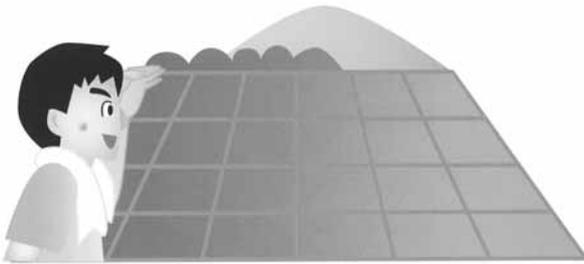
- ① 自然的経済的条件からみて営農条件が概ね同一の区域
- ② 10アールの整数倍の面積で設定。設定単位はアール。
- ③ 定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにする。

○ 今までの特区制度では、内閣総理大臣に申請をし、認定を受け知事が、定める任意の面積を別段面積として公示することが可能。

○ 新制度は、国の認定を受けることなく、知事が10アール以上で定める任意の面積を別段面積として公示することが可能。



栗原市では別段面積の設定が花山地区のみ10アールとなっています。



●●● 農業経営基盤強化促進法の改正 ●●●

1、担い手に対する農地の利用集積の促進

- (1) 農用地利用規程の充実による集落営農の組織化、法人化
 - ― 集落営農の役割分担等の明確化
 - ― 担い手に対する農地の利用集積目標を明示

2、市町村基本構想における特定法人貸付事業の創設（リース特区の全国展開）

- (2) 農地保有合理化事業の拡充による農地の仲介機能の強化
 - ― 農業生産法人への金銭出資、貸付信託の制度化

3、体系的な遊休農地対策の整備

- (1) 遊休農地対策を都道府県基本方針、市町村基本構想に位置付け
- (2) 遊休農地の買入・借受協議対象者の追加
 - ― 合理化法人に加え、特定農業法人等を追加
- (3) 遊休農地の管理に関し、農地所有者等に対する措置命令（草刈等）を制度化

活動報告

作況調査

農業委員会は、地方振興事務所・農業改良普及センター・市産業経済部農林振興課の関係職員の協力を得て栗原市全地区の水稲をはじめとする作柄の状況を把握するため実施しております。昨年は集団転作大豆や直播技術普及展示ほ場等の巡回調査を行いました。

17年の水稲の作況指数は101の「やや良」となりましたが、カメムシ被害の発生のため品質の低下が懸念されるところです。また、転作大豆においては、市内全般に作柄が均一で大いに期待されました。



(志波姫地区)



(若柳地区)

農地パトロール

農地パトロールは、優良農地の確保と、有効利用を促進する目的で行われております。

今回の調査対象地は、転作田等で管理がされず荒廃の著しい農地や、無断転用の疑いのある農地を事前にリストアップし、237筆293,827㎡を調査いたしました。中には雑草が繁茂し、明らかに何年も管理されていない農地や、埋め立てして資材置き場として使用されている無断転用の疑いのあるものもありました。今後の指導方法については、農業経営基盤強化促進法等の規定により、農地部会で協議決定し、栗原市農業委員長名で指導、改善・是正を強く求めてまいります。遊休農地の減少、無断転用防止のために、皆様の一層のご協力をお願いいたします。



(荒廃農地)



経営所得安定対策

平成17年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画は「食料・農業・農村基本法」で示された政策方向を具体化するために下記の3つが導入されます。

1. 品目横断的経営安定対策
2. 米政策改革推進対策
3. 農地・水・環境保全向上対策（仮称）

その中で、今回は「品目横断的経営安定対策」を紹介します。

品目横断的経営安定対策のポイント

現在

全農家を一律とした施策

個々の品目ごとの価格に着目した支援

品目横断的経営安定対策

政策転換の効果

支援の対象

19年産から導入

意欲と能力のある担い手に限定

意欲と能力があると市町村が認定した農家・法人（認定農業者）及び一定の条件を備えた集落営農で、以下の経営規模以上のものに限定

- ① 認定農業者：4ha以上
(北海道は10ha以上)
- ② 集落営農：20ha以上

条件が不利な中産間地域や複合経営等には、経営規模の特例あり

○農業の構造改革を加速化

これにより国際競争力も強化

支援の内容

品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策に一本化

① 諸外国との生産条件格差を是正するための補てん〈ゲタ対策〉
【対象品目】
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

② 収入の変動の影響を緩和するための補てん〈ナラシ対策〉
【対象品目】
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

○経営者の創意工夫の発揮とニーズに応えた生産を促進

○WTO協定における「緑の政策」に転換し、国際規律の強化に耐え得る政策体系を確立

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には許可が必要です

農地の転用又は、所有権等の権利の設定・移転をする場合は、許可が必要です。許可を受けずに行った場合は、工事の中止・現状回復その他違反行為の是正のため必要な措置が命ぜられるほか罰則（懲役又は罰金）の摘要があります。

農地転用チェックポイント

- 農地を耕作目的で盛土（畦畔の高さ以上）・切土する場合、現状変更届を提出する必要があります。
- 農地を農地以外（宅地・山林・駐車場・資材置場等）に利用する場合は、転用の許可が必要です。
- 業者が工事をするため、重機置場・仮設事務所・仮設道路・資材置場等、農地を短期間利用する場合でも、一時転用の許可が必要です。

農業者年金制度の特色

1. 将来、確実に受給できる「積立方式」の年金です。
2. 国民年金の第1号被保険者で、農業従事が年間60日以上の方はだれでも、加入できます。又、脱退も自由です。
3. 「保険料」は月額20,000円～67,000円まで「自由に選択」できます。また、全額「社会保険料控除」の対象になります。
4. 80才まで保証がついた終身年金です。
5. 積立金は安全かつ効率的に運用して、その結果は毎年、加入者にお知らせします。
6. 保険料に助成（政策支援）があります。

贈与税の納税猶予の継続届並びに不動産取得税の徴収猶予の延長届の提出について

農地の生前一括贈与により、贈与税納税猶予並びに不動産取得税の徴収猶予を受けている方は、3年毎にそれぞれ継続する旨の届出を提出していただくことになっています。

つきましては、平成18年1月31日（火）に築館税務署並びに栗原県税事務所から対象者宛に届出書が直接送付されますので、必要箇所をご記入のうえ、平成18年2月15日（水）まで各総合支所産業建設課に、提出して下さい。期限内に届出がされない場合には、納税額が確定し、納付義務が発生いたします。**必ず指定された日まで**提出して下さい。

編集後記

あけましておめでとうございます。昨年七月に栗原市農業委員会として新たに発足し、ようやく「農業委員会だより」創刊号の発行となりました。農業委員会では、農業者の代表としての責務と役割を深く認識し、担い手の確保・育成、遊休農地の解消等に組織を挙げて取り組んでいるところであります。

「農業委員会だより」では、日々の農委活動の紹介と、関連情報の提供に努めてまいります。皆様には「農業委員会だより」をご活用の上、地域の農業委員を通じてご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。（門傳 仁）

農業委員会だより編集委員会

委員長	門傳 仁
副委員長	菅原 英俊
委員	白石 晃
委員	小野 大介
委員	佐々木吉司
委員	及川 正一
委員	佐藤 秀男
委員	大内 一也
委員	菅原 正雄
委員	三浦 昭良
委員	狩野 文於